

企業のための営業秘密漏洩対策

「営業秘密を守ることが、企業の未来を守る」

2026年5月26日

経済産業省 知的財産政策室

中山 英子

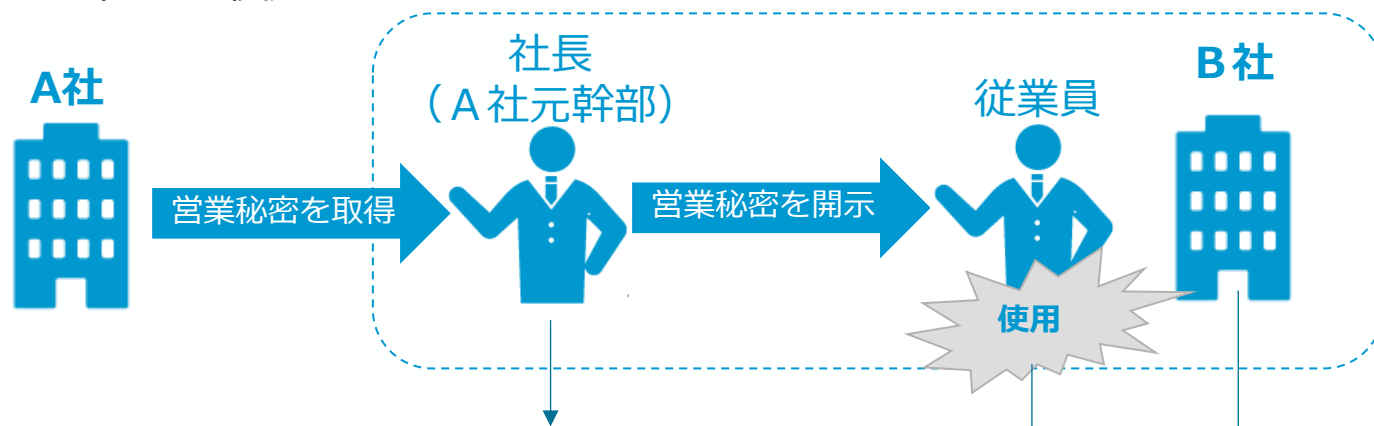
01. 營業秘密漏洩事件

こんな事件に聞き覚えは・・・？

寿司チェーン営業秘密流出事件

【事案の概要】

- ✓ 大手回転寿司チェーン（A社）の元幹部が、大手ライバル会社（B社）に社長として転職
- ✓ その後、転職元の営業秘密である商品原価などに関するデータを不正に取得し、このデータをライバル会社内で開示・使用



【有罪判決】

- ✓ 懲役3年（執行猶予4年）・罰金200万円（元幹部）
- ✓ 懲役2年6月（執行猶予4年）・罰金100万円（転職先の従業員）



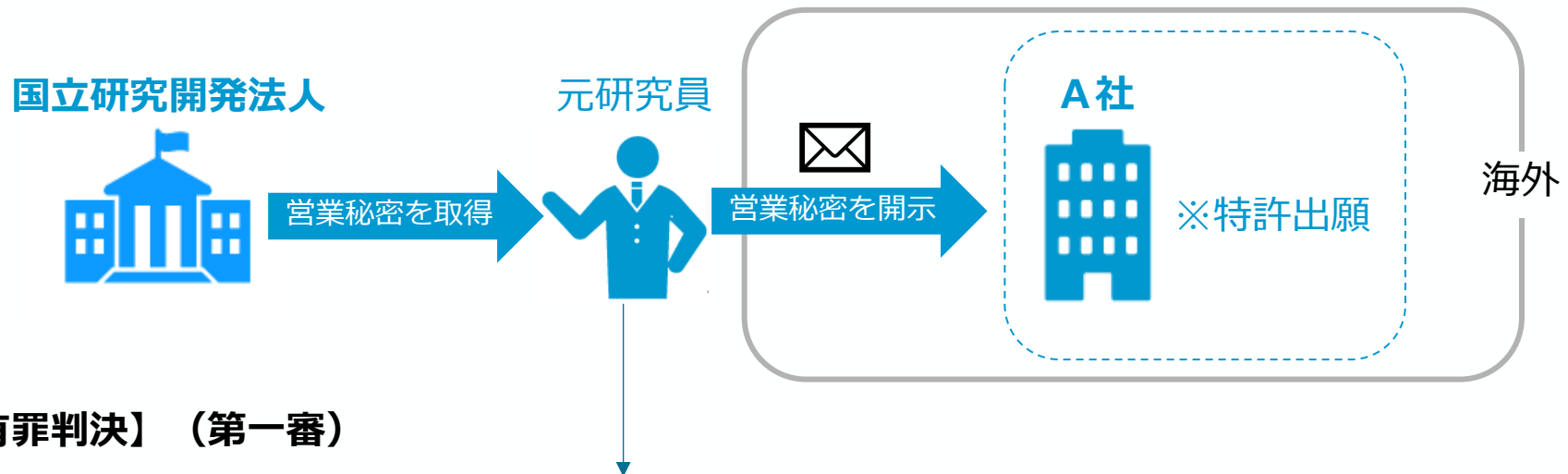
転職先の大手ライバル会社に対しても罰金3,000万円の判決

こんな事件に聞き覚えは・・・？

国立研究開発法人の営業秘密流出事件

【事案の概要】

- ✓ 国立研究開発法人の元研究員が、同法人の営業秘密であるフッ素化合物の合成技術に関する研究データを中国企業にメールで送信
- ✓ 研究データの提供を受けた中国企業（A社）は、約1週間後に中国で類似する内容について特許を出願（当該元研究員も発明者として記載あり）



【有罪判決】（第一審）

- ✓ 懲役2年6月（執行猶予4年）・罰金200万円



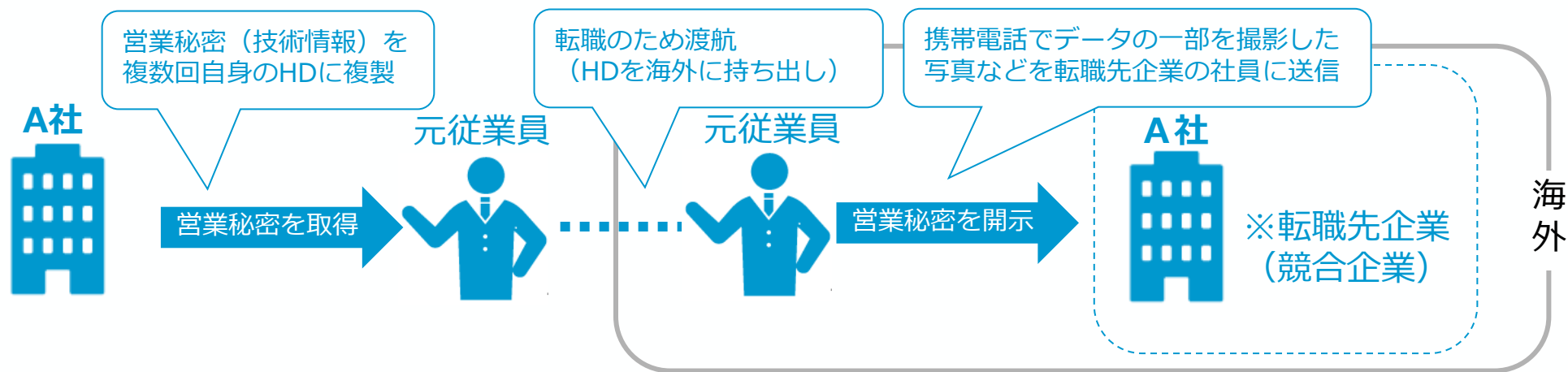
第二審で現在も公判中

こんな事件に聞き覚えは・・・？

退職者による競合企業（海外）への技術流出事件

【事案の概要】

- ✓ 電子部品製造大手（A社）の元従業員が、関連会社の事務所で、同社の主力商品であるスマートフォンなどに使用されるタッチセンサー技術に関する情報を、自身のハードディスクに不正に複製。（※元従業員は、同社を退職後、海外の競合他社で働いていた。）



【有罪判決】（第一審）

- ✓ 懲役2年・罰金200万円

02.不正競争防止法における営業秘密とは

「営業秘密」ってどんな情報？

企業・研究機関などにとって重要な秘密としたい情報が「営業秘密」

企業や研究機関などが、**営業活や研究・開発から生み出した様々な情報**

営業情報

顧客名簿・情報、
接客マニュアル



技術情報

製造方法、設計図面、金型



企業などでは、自社の優位を確立するために、
このような情報を秘密にすることがある。

企業などが秘密にしたい情報は
「**営業秘密**」になりうる！



秘密である
ことに
価値がある!!

より細かい条件は、次のページで

3つの条件を満たせば、「営業秘密」

1 非公知性

一般には知られていない情報。

具体例

- ・企業・研究機関等の限られた関係者だけが知っている情報。
- ・刊行物・インターネットなどで、簡単に入手できない情報。



3つの条件を
全て
満たすことが重
要！

2 有用性

脱税、有害物質の垂れ流し等の反社会的な内容ではなく、企業等にとって広い意味で役立つ情報。



「失敗した実験データ」も
含まれる

3 秘密管理性

従業員、取引先関係者等の情報に接する人が、秘密情報と認識できるように管理されている情報。

管理の具体例

- ・「秘」「社内限り」等の表示
- ・情報へのアクセス権の設定、施錠ロッカーでの保管
- ・「無断持ち出し禁止」、「関係者以外立ち入り禁止」の表示
- ・秘密保持契約の締結、誓約書の取り交わし
- ・就業規則など社内ルールの作成・周知
- ・情報の管理・取扱いに関する研修の実施



「してはいけないこと！」ってどんなこと？

企業等の「営業秘密」の不正な①取得、②開示、③使用

01 取得

- 例 転職先に持ち込むために勤務先の営業秘密を私用のハードディスクにコピー

※「正当な業務」、「正当な目的」の場合はOK。

- 例 在宅勤務などのために、上司の許可を得て、営業秘密を自宅に持ち帰る



02 開示 (漏えい)

- 例1 報酬目当てで勤務先の営業秘密を他社等にメールで送信
- 例2 かつての勤務先の営業秘密を転職先で利用しているクラウド上に保存し、社内に共有



03 使用

- 例1 不正に取得した他社の営業秘密（例：原価情報、仕入れ先情報）を用いて資料を作成する
- 例2 かつての勤務先の営業秘密（例：顧客リスト）を用いて売り込みをかける



これらの行為は、
「不正競争防止法違反」
になる場合もあります！



営業秘密侵害をしてしまったらどうなるの？

法人でも民事措置、刑事措置を受ける可能性があります

措置の内容

民事措置

- 差止請求権 (第3条)
- 損害賠償請求権 (第4条)
- 損害額・不正使用の推定等 (第5条等)
- 書類提出命令 (第7条)
- 営業秘密の民事訴訟上の保護 (第10条等)
(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)
- 信用回復の措置 (第14条)
- 国際的な営業秘密侵害に係る手続 (第19条の2等)
(裁判管轄、適用範囲)

刑事措置 (刑事罰)

- 不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。
- 罰則 (第21条) ※いずれも併科あり
 - ・外国公務員贈賄罪 : 10年以下の拘禁刑又は3000万円以下の罰金
 - ・**営業秘密侵害罪 : 10年以下の拘禁刑又は2000万円以下 (海外使用等は3000万円以下) の罰金**
 - ・その他 : 5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金
 - 法人両罰 (第22条)
 - ・外国公務員贈賄罪 : 10億円以下の罰金
 - ・**営業秘密侵害罪の一部 : 5億円 (海外使用等は10億円) 以下の罰金**
 - ・その他 : 3億円以下の罰金
 - 国外での行為に対する処罰 (第21条第8項・第9項・第10項・第11項)
(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)
 - 営業秘密侵害行為による不当収益等の没収 (第21条第13項等)

刑事訴訟手続の特例 (第23条～第31条)

営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の特例 (営業秘密の内容の言い換え、公判期日外での尋問等)

没収に関する手続等 (第32条～第40条)

第三者に属する財産の没収手続や、没収保全の手続、没収に係る国際共助手続等

執行状況はどうなっているの？

営業秘密における高額損害賠償案件（民事）

	営業情報	技術情報
1	1億3923万5088円（5条2項）大阪地判平成25・4・11 「中古車顧客情報」	10億2300万円（5条3項3号） ※対従業員 知財高判令和2・1・31 「新日鐵住金電磁鋼板」
2	6269万円（5条2項）東京地判平成15・11・13 「ハンドハンズ」	4億925万1596円（4条）福岡地判平成14・12・24 「半導体全自動封止機 械装置」
3	5471万3160円（4条）東京地判平成30・3・28 「プロバイダー顧客情報」	3億1900万円（5条3項3号）知財高判平成23・9・27 「ポリカーボネート樹脂製造装置Ⅰ」
4	1433万4860円（4条）東京高判平成12・4・27 「オフィスコーヒー顧客名簿」	2億8700万円（5条2項・9条）東京地判平成23・4・26 「ポリカーボネート樹脂製造装置Ⅱ」

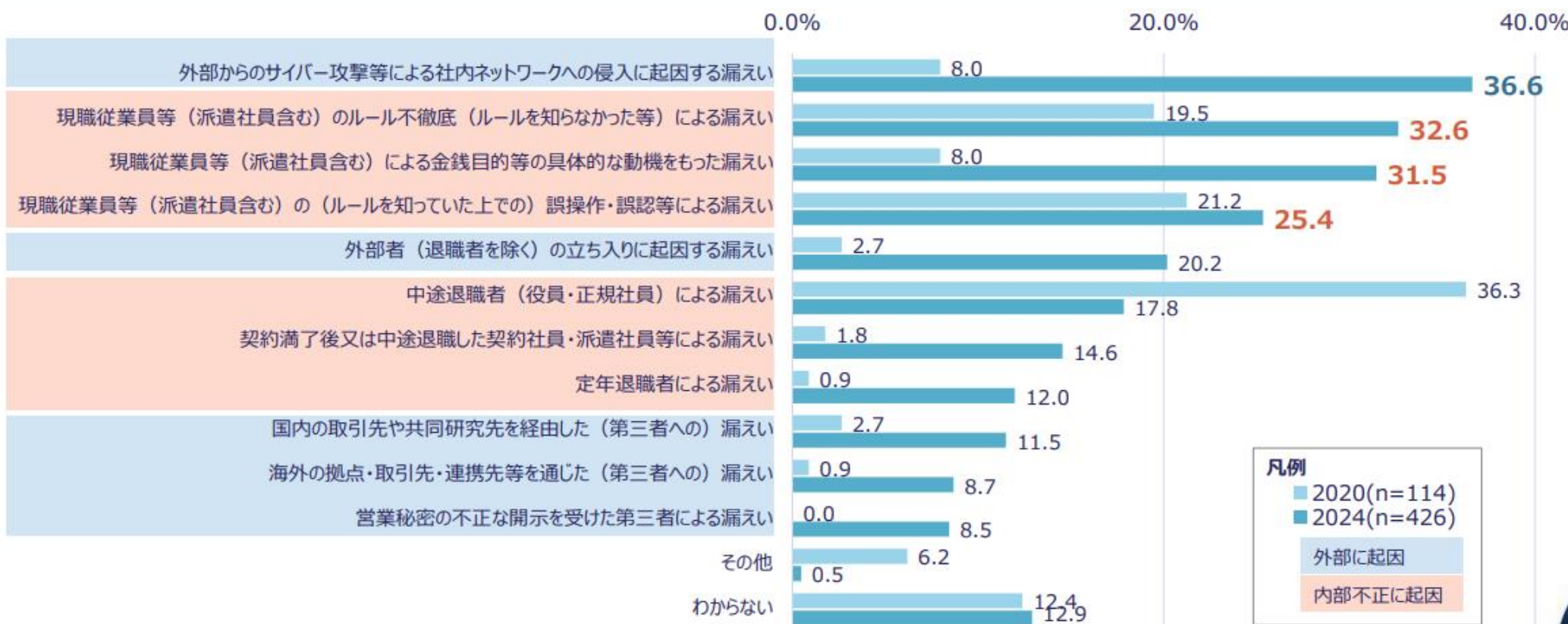
近年の営業秘密侵害罪（検挙件数・相談件数の推移）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
検挙件数 ※不競法全体	49	44	37	35	53	41	47	53	37	36	49
検挙件数	12	18	18	18	21	22	23	29	26	22 →	38
検挙人員数	31	25	25	23	27	38	49	45	42	45	64
検挙法人数	4	4	0	0	0	1	0	1	2	2	6
相談受案件数	26	35	→ 72	47	49	37	→ 60	59	→ 78	79	74

営業秘密侵害罪

どのような場合に営業秘密が漏れてしまうの？

- 営業秘密漏洩の原因は、外部からのサイバー攻撃等に起因する漏洩や、従業員や退職者等による内部不正に起因する漏洩が多い。



03.企業側の備え

情報流出対策～情報を流出させないことが一番重要～

ひとたび秘密でなくなった情報は再び秘密に戻ることはない

物理的・技術的な防御

心理的な抑止

働きやすい環境の整備

接近の制御

持ち出し困難化

視認性の確保

秘密情報に対する
認識向上

信頼関係の
維持・向上等



1

秘密情報に近寄りにくく
するための対策



2

秘密情報の持ち出しを
困難にするための対策



3

漏えいが見つかりやすい
環境づくりのための対策



4

秘密情報だと思わなかった！
という事態を
招かないための対策



5

社員のやる気を高め、
秘密情報を持ち出そうという
考えを起こさせないための対策

対策の
具体例

- アクセス権の設定
- 秘密情報を保存したPCを不必要にネットに繋がらない
- 構内ルートの制限
- 施錠管理
- フォルダ分離
- ペーパーレス化
- ファイアーウォールの導入等

- 私用USBメモリの利用・持ち込み禁止
- 会議資料等の回収
- 電子データの暗号化
- 外部へのアップロード制限等

- 座席配置・レイアウトの工夫
- 防犯カメラの設置
- 職場の整理整頓
- 関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）
- PCログの記録
- 作業の記録（録画等）等

- マル秘表示
- ルールの策定・周知
- 秘密保持契約の締結
- 無断持出禁止の張り紙
- 研修の実施 等

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- コミュニケーションの促進
- 社内表彰
- 漏えい事例の周知 等

情報が流出した際、裁判に備えて

アクセスログ・HDDを一定期間保全しておくことが重要

秘密情報をきちんと秘密管理することに加えて・・・

- ✓ 従業員のアクセスログ
- ✓ 退職従業員のPCのHDD

を一定期間保全しておくことが重要

※また、退職前の従業員の動向には要注意！

情報流入（コンタミネーション）対策

情報流出だけでなく、情報流入（コンタミネーション）対策も重要



転職者が、元の所属先の営業秘密を持ち込み、転職先で転職先の従業員とともに当該営業秘密を使用していた場合・・・

✓ 転職先企業も当該営業秘密を使用した商品の販売差し止めや刑事責任を負う可能性があることに注意

➤ 現に・・・

寿司チェーン情報流出事件では、転職先の従業員や転職先企業も起訴されている

情報流入（コンタミネーション）対策

具体的対策



以下のような対策を講ずることが重要

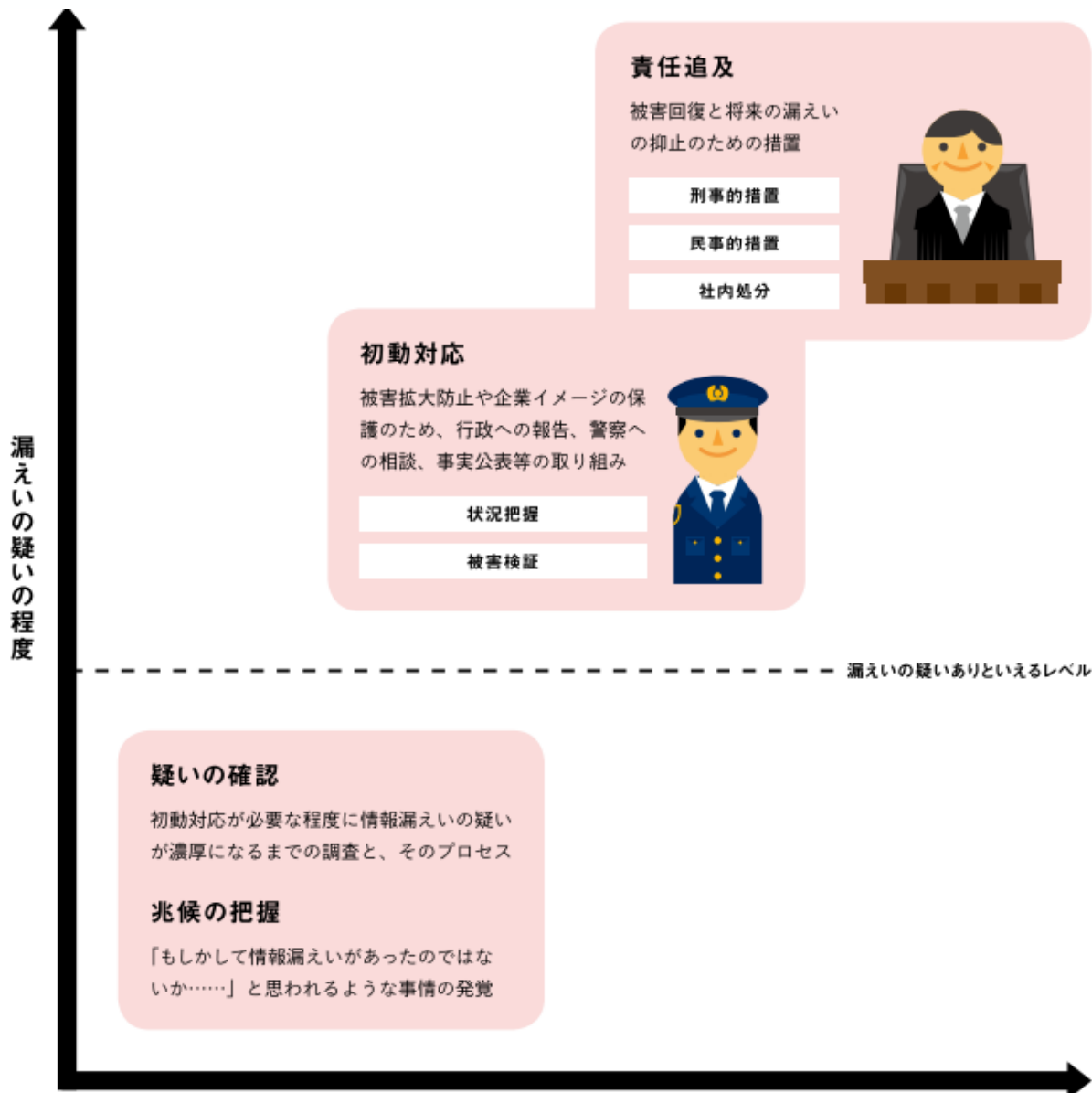
➤ **転職者**に対して…

- ✓ 他社の営業秘密を持ち込まない旨の誓約書を提出させる
- ✓ 一定期間、転職前の業務とは異なる業務に従事させる

➤ **社内の従業員等**に対して…

- ✓ 他社の営業秘密と思われる情報には触れない・使わないように教育する

万が一秘密情報が漏洩してしまったら



情報漏洩には兆候があります

従業員等からの漏洩

- ✓ 秘密情報を保管しているサーバーや記録媒体へのアクセス回数が大幅に増えたり、業務上必要のないアクセスがある
- ✓ 業務量に比べて異様に長い残業時間や、余裕がある時期でも休暇を取ろうとしない
- ✓ 不必要な休日出勤が増えた



漏洩の兆候のある従業員のサーバーへのアクセスやメールのログ、ダウンロードデータの内容を確認

退職者等からの漏洩

- ✓ 同僚内の会話やOB会等で、退職者の転職先企業での業務内容が転職前の研究内容と似ていると話題になっていたり、そういった噂がある。
- ✓ 退職者の転職先企業が、製造・販売を開始した商品の品質や機能が、特に転職後、自社商品と同水準になった



漏洩の兆候のある退職者等に未返却のものがないか確認する。

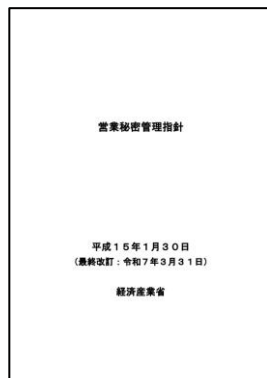
退職者等の退職前後一定期間のサーバーへのアクセス記録や、メールのログ、ダウンロードデータの内容を確認する。

04.困ったときは

営業秘密を巡る新たな課題への対応 ～啓発資料の改訂など～

営業秘密管理指針（令和7年3月改訂版）

- ✓ 前回改訂（平成31年1月）以降の営業秘密をとりまく環境の変化・裁判の動向等を踏まえて改訂した（令和7年3月）。
- ✓ 主な改訂内容は以下とおり。
 - ① 本指針の対象となる「事業者」の範囲について、大学・研究機関が該当し得る旨、裁判例等を踏まえ明確化
 - ② 働く環境・情報管理の在り方等踏まえ、秘密管理性に関して整理・拡充。
 - ③ 生成AI等新たな技術動向を踏まえた営業秘密管理に関する記載の追加・整理



▶営業秘密管理指針



☞詳細は次頁へ

知っておきたい営業秘密（令和6年6月公表）

- ✓ 従業員向けのわかりやすい啓発資料の作成が要望されていたことから、関係団体と協議・検討を重ね、第10回営業秘密官民フォーラム（令和6年6月）にて、本パンフレットを公表した。
- ✓ また、昨今の外国人労働者数の増加等も踏まえ、本パンフレットの英語版についても作成を行い、令和6年11月に当室HPにて公表した。



▶知っておきたい営業秘密



日本語版



英語版

秘密情報の保護ハンドブック（令和6年2月改訂版）

- ✓ 前回改訂（令和4年5月）以降の社会経済情勢の変化・関係法令の進展等を踏まえて改訂した（令和6年2月）。
- ✓ 主な改訂内容は以下とおり。
 - ① 令和5年の不正競争防止法改正を含む関連法制度の見直し・ガイドラインの改訂に伴う修正
 - ② 営業秘密・秘密情報をとりまく環境の変化に伴う修正
 - ③ 巻末の「参考資料」の修正

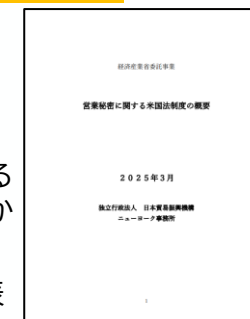


▶ハンドブック



世界各国における営業秘密管理マニュアル

- ✓ 在外の日系中堅・中小企業を主なターゲットに、
 - ① 現地専門家によるハンズオン支援と、
 - ② 情報提供活動（各国の法制度や対策ポイントを踏まえた「営業秘密マニュアルの作成」等）
 を通じて、営業秘密管理体制の整備・強化を支援するための「中小企業アウトリーチ事業」を令和元年度から実施している。
- ✓ 直近では、営業秘密に関する米国法制度の概要を公表（令和7年3月）
- ✓ これまでに、作成・公表したマニュアルの例
 - ・ 韓国における営業秘密管理マニュアル（令和4年5月）
 - ・ シンガポールにおける営業秘密管理マニュアル（令和4年5月）
 - ・ インドネシアにおける営業秘密管理マニュアル（令和6年6月）
 - ・ インドにおける営業秘密管理マニュアル（令和6年6月）



▶マニュアル

※ページ下部、「各種報告書」へ



営業秘密で困ったことがあれば・・・相談窓口・関係情報について

<相談窓口等>

◆ I N P I T ((独)工業所有権情報・研修館)

● 営業秘密に関して相談したい

- ✓ 社内で保有する秘密情報の管理体制や関係規約を見直したい
- ✓ 自社の営業秘密情報が漏れてしまったかも…?

…など、無料で皆様のご相談に対応できる、「営業秘密支援窓口」がございます。

▶ [ポータルサイト](#)

▶ 相談窓口 [問い合わせフォーム](#)

E-mail : ip-sr01@inpit.go.jp



● 経営課題について、知的財産の側面から考えたい

- ✓ 自社の強みを「知財」として活用できるだろうか…
- ✓ まずは無料で身近な機関に相談したい…

…全国47都道府県にある「知財総合支援窓口」は、地域密着型の相談窓口です。

▶ [知財ポータル](#)で詳しい支援内容や事例をご覧ください!

▶ まずはお電話ください! (0570-082-100)

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。

※ご案内時間帯:平日8:30~17:15



◆ I P A ((独)情報処理推進機構) 情報セキュリティ安心相談窓口

● コンピュータウイルスや不正アクセスなど、情報セキュリティについて相談したい

- ▶ まずは[HP](#)から、問い合わせ前に整理いただきたい項目をご確認ください。



<関係資料等>

◆ 経済産業省 不正競争防止法解説ウェブサイト

● 不正競争防止法に関する各資料を見たい

…「逐条解説 不正競争防止法」、「営業秘密管理指針」、「秘密情報の保護ハンドブック」、不正競争防止法改正概要資料など、不正競争防止法に関する様々な資料を掲載しております。



不正競争防止法 知的財産政策室

検索



◆ 営業秘密関連情報サイト【営業秘密のツボ】

● 営業秘密官民フォーラム「メールマガジン」のバックナンバーを見たい

…官民の実務者が、営業秘密に関する記事および各種セミナーなどのイベント案内を定期的に配信しています。

▶ [バックナンバー](#)



不正競争防止法の一般的な解釈に関するご質問はこちらまで

経済産業省 経済産業政策局 知的財産政策室

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-1511 (内線: 2631)

E-mail: bzl-chitekizaisan@meti.go.jp